

証券コード 7046
2026年6月12日
(電子提供措置の開始日2026年6月5日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
T D S E 株 式 会 社
代表取締役社長 東 垣 直 樹

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を以下のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。なお、本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、以下のウェブサイトにて「第13期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

・当社ウェブサイト <https://www.tdse.jp/ir/>

また、上述のほか、インターネット上の以下のウェブサイトにも掲載しております。

・東京証券取引所ウェブサイト(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上述ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

当日株主総会にご出席頂けない場合は、インターネット又は郵送により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討頂き、2頁の記載に従って、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月29日(月曜日) 午前10時(午前9時30分受付開始予定)
2. 場 所 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティタワー7階 会議室1b
3. 会議の目的事項

報告事項

第13期(2025年4月1日～2026年3月31日)事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬決定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬決定の件

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬(パフォーマンス・シェア)制度の導入に関する報酬額等及び内容の決定の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の場合は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 議決権行使書面等において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示として取扱わせて頂きます。電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

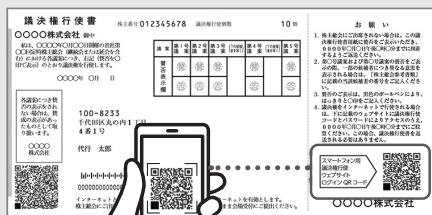
議決権行使のご案内

次のいずれかの方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。当社はインターネット又は郵送による行使を推奨しております。

1 インターネットにより議決権を行使される場合

QRコードを読み取る方法

- ①同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインQRコード」を読み取る。
- ②画面の案内に従い、議案の賛否を入力。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

パソコンによるアクセス方法

- ①議決権行使サイト(<https://www.web54.net>)にアクセス。
- ②議決権行使書用紙に記載された、ログインID及び仮パスワードを入力。
- ③画面の案内に従い、仮パスワードを変更のうえ、議案の賛否を入力。

行使
期限

2026年6月26日(金曜日) 午後6時

※ご注意事項

書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

2 郵送により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に、各議案の賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

※議案につきまして、賛否の記載がない場合、“賛”の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使
期限

2026年6月26日(金曜日) 午後6時 必着

スマート行使でのスマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

 0120(652)031 受付時間 午前9時～午後9時

その他のご照会

三井住友信託銀行 証券代行部

 0120(782)031 受付時間 午前9時～午後5時 (土・日・祝日および12/31～1/3を除く)

3 株主総会へ出席する場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

(ご捺印は不要です。)



事業報告

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当事業年度における国内経済は、緩やかな回復基調が続きましたが、米国の通商政策に伴う国際経済環境への影響、国際情勢による地政学的リスクの影響等もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。一方で、情報サービス産業においては、企業の競争力強化、生産性向上のためのDX関連投資の意欲は引き続き高い状況にあり、とりわけ、生成AIやAIエージェントを活用したDX市場は拡大しております。

このような状況の下、当社は2023年に策定した中長期目標の第1フェーズである2024年3月期から2026年3月期までの3カ年を対象とした「MISSION 2025」の最終年度にあたる中、「MISSION 2025」で掲げるコンサルティングサービスの持続的な成長を達成し、並行してプロダクトサービスのラインナップを全社挙げて強化するというテーマの実現に向けて事業を推進いたしました。また、生成AI市場の急成長を背景に、AIエージェント技術の導入と実用化を推進するため、企業向けAIエージェントサービスの提供を開始いたしました。

コンサルティングサービスでは、技術面においては、生成AI領域の拡大に向けたソリューション作成、「Databricks」活用によるデータマネジメント領域の強化を行いました。営業面においては、今期増強した営業組織と新たに設立したプリセールス活動の専任組織による営業強化、生成AIや「Databricks」に関するマーケティング強化、協業企業とのアライアンスを活用した受注獲得に取り組みました。

プロダクトサービスでは、仕入製品としては製品力に優れ世界的な有名企業で活用されているQUID製品の販売強化、当社オリジナル製品であるレビュー分析に特化したAIエージェント「TDSE KAIZODE」（以下「KAIZODE」）の付加価値向上に取り組みました。

AIエージェントサービスでは、「Dify」を軸とする最新の生成AI技術を踏まえたAIエージェントに関するソリューション開発及びデリバリー強化に取り組んでおります。また、ジーデップ・アドバンス社と協業し、「Dify」を用いた生成AIの開発をNVIDIA DGX B200のプライベートクラウド上で利用するサービス、MicrosoftのAIエージェント開発プラットフォーム「Copilot Studio」活用支援サービスを開始いたしました。

以上のとおり取り組んできた結果、当事業年度の業績においては、売上高は、プロダクトサービス及びAIエージェントサービスが順調に拡大したことにより、3,005,502千円（前期比11.4%増）となりました。利益面では、コンサルティング事業強化のための人件費、新設のAIエージェント部門立ち上げに伴う人件費等が増加しましたが、売上高が増加したことにより、営業利益は214,286千円（前期比7.8%増）、経常利益は232,482千円（前期比15.4%増）、当期純利益は174,566千円（前期比27.8%増）となりました。

	第1四半期 会計期間	第2四半期 会計期間	第3四半期 会計期間	第4四半期 会計期間
売上高 (千円)	670,732	745,234	755,194	834,340
営業利益 (千円)	6,574	36,196	104,920	66,595
経常利益 (千円)	3,954	42,858	117,893	67,776
四半期純利益 (千円)	2,477	28,999	80,996	62,093

1-2. 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は230千円であり、主として研究開発活動に用いる機材の取得費用であります。

1-3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

1-4. 財産及び損益の状況の推移

	第10期 (2023年3月期)	第11期 (2024年3月期)	第12期 (2025年3月期)	第13期 (当事業年度) (2026年3月期)
売上高 (千円)	2,415,940	2,521,361	2,699,081	3,005,502
経常利益 (千円)	267,348	274,640	201,371	232,482
当期純利益 (千円)	168,807	200,285	136,557	174,566
1株当たり当期純利益 (円)	81.76	96.59	65.56	83.49
総資産 (千円)	2,339,675	2,440,389	2,731,866	2,979,065
純資産 (千円)	1,869,308	2,074,963	2,209,042	2,375,379

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数によって算出しております。

1-5. 対処すべき課題

当社はコンサルティング事業を中核とした安定顧客基盤を維持しつつ、SNSマーケティング市場において高成長が期待されるプロダクト事業及び生成AI・エージェント領域に向けた取り組みの一環としてAIエージェント事業を立ち上げ、成長事業の核となるよう取り組んでまいりました。その結果、プロダクト事業及びAIエージェント事業は、当社の売上構成において新たな成長寄与領域としての確かな手応えを得るに至っております。一方で顧客企業の経営層の関心がAI精度向上から現場ですぐ使えるAIによる効率化ニーズの高まりや意思決定スピードの加速を背景に、従来の分析提供にとどまらず、生成AIを用いた判断・実行までを見据えた支援への進化が求められる局面にあることも明確になりました。また成長の選択肢を検討する中で、当社としては、まず本業における高品質・開発期間の長いオーダーメイドAI構築から、生成AIを組み合わせたAI活用へ切り替えることが、持続的成長の基盤であるとの認識を強めるに至っています。これらの成果と課題認識を踏まえ、新たな中期経営計画「SHIFT 2028」を策定いたしました。

「SHIFT 2028」のテーマ

次世代労働力としてのエージェント（データとAIの集合知）と、人が共存・共創する社会へのシフト
--

「SHIFT 2028」では、今般の生成AI・エージェント市場の進展を当社の事業構造及び収益モデルを本質的に転換する契機として捉えています。本計画では、テクノロジー、ビジネスモデル、実行体制の三つの観点から、段階的な構造転換を進めてまいります。

(1) 成長軸の転換（従来型AIから生成AIへ）

当社の技術的な成長軸を従来型AIから生成AIへと明確に転換します。従来型AI分野で培ってきたアルゴリズム設計、データ活用、業務理解に関する知見を基盤に、生成AIの活用領域へ事業の重心を移し、従来型AIと生成AIを組み合わせた高付加価値なソリューション提供を推進します。これにより、分析提供にとどまらず、判断・実行までを見据えた意思決定支援を強化し、生成AI・エージェントを中核とした事業領域への展開を進めていきます。

(2) 収益構造の転換（フロー型からストック型へ）

収益構造については、フロー型収益を中心としたモデルから、プラットフォーム・インフラを含むストック型収益の比重を段階的に高める方向へ転換します。生成AIの普及を背景に、短期的には、売上の積み上げに着目し、安定性・継続性・再現性の高い売上構成へと転換することで、収益基盤の強化を図ります。これにより、継続的な価値提供が可能なビジネスモデルの確立を進めていきます。その上で中長期的には、生成AIやエージェントの高度化並びにそれらを起点とした案件創出を通じて付加価値を拡張し、将来的に長期間にわたり利益を生み出し続けることができる事業構造の構築を目指します。

(3) 営業組織及び技術組織の再設計による実行力強化

生成AI・エージェントを中心とした事業領域の拡大に伴い、営業機能及び技術機能の役割を再定義し、全社的な実行力を高める組織体制へと進化させます。これまでは、各事業の成長段階に応じて営業・技術機能を分散配置することで、機動的な事業展開を行ってまいりましたが、生成AIをはじめとした技術の進展と顧客ニーズの高度化により、事業横断で知見を活用し、より一貫性のある提案と迅速な意思決定を行う体制の重要性が高まってきました。

このため、営業機能については、トップマネジメントが関与する体制のもとで全社的に集約し、生成AI・エージェントに対する顧客ニーズを起点とした提案活動を強化します。既存顧客及び新規顧客への対応を全体戦略として統合的にマネジメントすることで、顧客理解の深化、提案の質とスピードの向上並びに売上ポートフォリオ転換の着実な実行を図ります。

あわせて、技術組織についても、生成AI・エージェントを中心とした開発機能の再編を進め、技術知見や開発成果を全社で共有・活用するとともに生産性の高い体制へ刷新します。これにより、技術進化への対応力を高めるとともに、営業活動と連動した製品・サービス開発を可能とし、技術と営業がそれぞれの役割を明確にしながら、高い連携を実現する組織運営を目指します。

これら方針のもと、売上高を主要な経営管理指標として位置付け、着実かつ堅固な成長の確保に取り組んでまいります。あわせて、生成AI・エージェント関連案件及びプロダクトが関与する売上の構成比を段階的に高め、成長率の高い領域へのシフトを進めていき、その進捗を測る指標として、生成AI・エージェント関連サービスの売上構成比や、ストック型収益の比率を補助指標として捉え、事業運営してまいります。

1-6. 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社は、データ経営、AI活用を目指す企業の課題に対し、データ経営診断、データ解析支援、AIエージェント導入支援、AI人材教育等の総合的なコンサルティングサービスと、独自AI製品「TDSEシリーズ」、「TDSE KAIZODE」や他社AI製品などを活用したプロダクトサービスを提供しております。

1-7. 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

本 社：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

1-8. 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

従業員数 (名)	前期末比較増減	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
170 (9)	11名増	36.4	4.5

(注) 従業員数は就業人数 (嘱託社員及び社外から当社への出向者を含む) であり、従業員数の () 外書きは、臨時従業員 (人材派遣会社からの派遣社員を含む) の年間の平均雇用人数 (1日8時間換算) としています。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
- ② 発行済株式の総数 2,200,000株（自己株式 106,842株を含む）
- ③ 当事業年度末の株主数 1,985名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
㈱テクノスジャパン	380,000株	18.15%
城谷直彦	166,250株	7.94%
あいおいニッセイ同和損害保険㈱	160,000株	7.64%
㈱NTTデータ	160,000株	7.64%
城谷紀子	80,000株	3.82%
㈱SBI証券	58,273株	2.78%
楽天証券㈱共有口	35,200株	1.68%
東垣直樹	32,860株	1.57%
T D S E従業員持株会	26,736株	1.28%
上嶋秀治	25,500株	1.22%

（注）持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式 106,842株を除く）の総数に対する割合であり、小数第3位を四捨五入して表示しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
取締役（社外取締役を除く。）に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	6,818株	3名

3. 会社役員に関する事項

3-1. 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	東 垣 直 樹		
取締役	池 野 成 一	執行役員常務 プロダクト本部長 兼AIエージェント 本部副本部長	
取締役	結 束 晃 平	執行役員常務 コンサルティング 本部長 兼AIエージェント 本部長	
取締役	宮 本 竜 哉		立教大学経営学部兼任講師 (株)イエルバ・ブエナ代表取締役
常勤監査役	桜 井 えり子		
監査役	徳 賀 芳 弘		京都大学名誉教授 京都先端科学大学・副学長・経済経営学 部長・教授 金融庁 企業会計審議会会長
監査役	城 谷 佳 佑		城谷公認会計士税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役の宮本竜哉氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役の徳賀芳弘氏及び城谷佳佑氏は社外監査役であり、監査役徳賀芳弘氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役の徳賀芳弘氏は、重要な兼職の状況に記載の豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役の城谷佳佑氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2026年4月1日付で、担当につき次のとおり異動がありました。

地位	氏名	担当
取締役	池 野 成 一	執行役員常務 Data&AI-Driven本部副本部長 兼 Data&AI-Driven本部営 業統括長
取締役	結 束 晃 平	執行役員常務 Data&AI-Driven本部長 兼 Data&AI-Driven本部D3E統括長

3-2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用の損害を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役・監査役・執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、補填されない等の免責事由があります。

3-3. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るに十分なものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。株式報酬は譲渡制限付株式とし、役位、職責に応じて他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定した額の譲渡制限付株式を、毎年、定時株主総会の後に交付する。譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役を退任するまでの期間とする。但し、対象となる取締役が当社の取締役会が定める期間が満了する前に退任した場合には、当社は、譲渡制限付株式を当然に無償で取得する。

3. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額及び譲渡制限付株式の額又は数については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の個人別の報酬額及び譲渡制限付株式の額又は数の決定（業務執行取締役の種類別の報酬割合の決定を含む。）とする。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう決定をしなければならないことを申し伝えるものとする。

なお、2026年5月22日開催の取締役会において、本総会における第1号議案、第4号議案及び第6号議案をご承認いただいたくことを停止条件として、当該方針を以下のとおり変更することを決議しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬の決定方針

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るに十分なものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬（業績連動報酬たるPS及び業績に連動しないRSとする。）により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

業績連動報酬たる株式報酬は業績連動型株式報酬（PS）とし、当社取締役の報酬と当社の中長期の業績および当社の株式価値との連動性を明確化することにより、中期経営計画に掲げる重点戦略の着実な実行と業績目標の達成に向けたインセンティブを付与するとともに、対象取締役と株主の皆様の一層の価値共有を進めることを目的とし、事前交付型の業績連動型譲渡制限付株式を付与し、あらかじめ取締役会にて定めた業績目標の達成および業績判定の対象期間中継続して当社の取締役その他当社取締役会が定める地位にあったことを譲渡制限期間満了時における譲渡制限解除の条件として、当該株式の全部又は一部の譲渡制限を解除する。なお、当該業績目標が達成されなかった場合または対象取締役が当該対象期間満了後において当社取締役会が正当と認める理由以外の理由により当社取締役会が定める地位を喪失した場合等には、当社は、業績連動型譲渡制限付株式を当然に無償で取得する。

業績に連動しない株式報酬は譲渡制限付株式（RS）とし、役位、職責に応じて他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定した額の譲渡制限付株式を、毎年の定時株主総会の後に交付する。譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役を退任するまでの期間とする。但し、対象取締役が当社の取締役会が定める期間が満了する前に退任した場合には、当社は、譲渡制限付株式を当然に無償で取得する。

3. 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額および株式報酬の額または数については取締役会決議にもとづき代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の個人別の報酬額および株式報酬の額または数の決定（業務執行取締役の種類別の報酬割合の決定を含む。）とする。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう決定をしなければならないことを申し伝えるものとする。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2018年6月21日開催の第5期定時株主総会において年額80,000千円以内と決議されております（使用人兼務役員の使用人分の報酬は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

取締役の株式報酬は、2021年6月25日開催の第8期定時株主総会において、譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年22,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を調整する。）とし、またその総額は、年額24,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除きます。）の員数は4名です。

監査役の金銭報酬の額は、2022年6月20日開催の第9期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬額の決定権限は、取締役会の決議により代表取締役に再一任しており、代表取締役は、各取締役の担当業務及びその内容、経済情勢等を考慮し報酬額を決定しております。取締役会は、取締役の報酬額の決定過程において、その決定権限を有する者を適正に選任しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (89,552千円)	報酬等の種類別の総額（89,552千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	72,749千円 (4,290千円)	60,094千円 (4,290千円)	—	12,655千円 (一十千円)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	16,803千円 (8,100千円)	16,803千円 (8,100千円)	—	—	3 (2)

(注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役4名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。

2. 非金銭報酬等として取締役（社外取締役を含まない）に対して株式報酬を交付しております。当該報酬の交付状況は2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

3-4. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

地位	氏名	兼職先	兼職の内容	当社との関係
取締役	宮本 竜哉	立教大学 (株)イエルバ・ブエナ	経営学部兼任講師 代表取締役	—
監査役	徳賀 芳弘	京都大学 京都先端科学大学 金融庁 企業会計審議会	名誉教授 副学長・経済経営学部 長・教授 会長	—
監査役	城谷 佳佑	城谷公認会計士税理士事務所	公認会計士・税理士	—

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

地位	氏名	活動状況
取締役	宮本 竜哉	当事業年度における取締役会16回中15回に出席し、豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	徳賀 芳弘	当事業年度における取締役会16回中16回、監査役会13回中13回に出席し、豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	城谷 佳佑	当事業年度における取締役会16回中16回、監査役会13回中13回に出席し、豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を行っております。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

宮本 竜哉	経営等に係る豊富な経験と高い見識を有しており、当社の企業統治への貢献と経営全般における助言等を期待いたしており、就任以来、当社取締役会において当該視点から積極的な発言など、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
-------	--

4. 会計監査人に関する事項

4-1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

4-2. 当事業年度に係る監査法人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,200千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,200千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が総合的に検討した結果、以下の理由からその報酬は妥当であると認めました。

- ・当社を継続的に監査しており、監査の品質・効果において満足する成果を上げている。
- ・前事業年度の実績と当事業年度の計画を比較し、監査内容・監査工数が妥当である。
- ・報酬単価が前事業年度以前と比較して妥当な水準である。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはそれらの合計額を記載しております。

4-3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4-4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任の議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

5. 会社の体制及び方針

5-1. 業務の適正を確保するための方針

当社は、会社法第362条第5項に基づき、同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項の各号に定める業務の適正を確保するために必要な体制に関する基本方針を決議しており、その概要は次のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人が業務を遂行するにあたり遵守すべき基本的事項、及びコンプライアンスの取り組みについて「企業行動規範」、「コンプライアンス規程」に定め、周知徹底する。
 - ・コンプライアンス重視の経営を実践するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。
 - ・内部通報制度を設け、法令遵守上疑義のある行為等を発見した場合に直接通報する手段を確保し、不正行為等の早期発見と是正を図る。
 - ・内部監査部門を設置し、定期的に業務執行及びコンプライアンスの状況等の確認、内部統制システムの適正性、効率性の検証等を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務執行に係る議事録等の文書その他の情報は、法令及び社内規程に基づき、適切に保存、管理する。
 - ・取締役及び監査役は、これらの文書を必要に応じ閲覧できるものとする。
 - ・情報セキュリティ管理の基本的事項について「情報セキュリティ管理規程」に定め、情報セキュリティの維持・向上のための対策を実施する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理に関して必要な事項について「リスク管理規程」に定め、リスクの発生防止に係る整備、発生したリスクへの対応等を行う。
 - ・リスクを一元的に把握、管理するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクの管理を適正に行い、リスク発生を未然に防止し、リスク発生時の対処を行う体制を構築・強化する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・毎月1回、定例の取締役会を開催するほか、必要に応じて随時に開催し、重要事項の審議及び決定を行う。
 - ・執行役員制度を採用し、取締役会で選任された執行役員が取締役会において決定した基本方針に従って業務を執行する。
 - ・取締役及び執行役員の職務執行状況については適宜取締役会に報告する。

- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・企業集団における業務の適正を確保するための体制が必要になった場合には、速やかに当該体制を構築する。
- (6) 監査役を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役が補助使用人を置くことを求めた場合には、監査役と取締役が協議の上、使用人を置く。
 - ・補助使用人は監査役の指揮命令によりその職務を行い、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとする。
 - ・補助使用人の人事評価、異動等については監査役の同意を得た上で決定する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席し、取締役及び使用人の職務の執行状況について報告を求めることができる。
 - ・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項、法令・定款に違反する事項その他コンプライアンスに関する重要な事項を知ったときは、速やかに監査役に報告する。
 - ・取締役及び使用人は、内部通報制度を利用して監査役に報告することができ、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求め、自ら事実関係を調査することができる。
 - ・監査役への報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針
- ・監査役が職務執行について生ずる費用に関して支払（前払又は償還を含む）を求めたときは、監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払う。
- (9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は代表取締役及びその他の取締役との間で適宜意見交換を行う。
 - ・監査役は内部監査部門及び会計監査人と情報交換、意見交換を行い、互いに連携を図る。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応するため、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば適宜是正し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性を確保する。

(11) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその体制

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求には一切応じないことを基本方針とする。
- ・「企業行動規範」に「反社会的勢力との関係の排除方針」を規定し、周知するとともに、反社会的勢力の対応部署を定め、外部専門機関との連携を図るなど、反社会的勢力に対して組織的に毅然とした姿勢で対応する体制を整備する。

5-2. 業務の適正を確保するための体制と運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制

リスク・コンプライアンス委員会を定期的開催し、リスクの把握、回避、軽減策の検討等を行っております。

(4) 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

5-3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対し会社の業績に応じた適正な利益還元に加え、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えるため内部留保の充実を図ることが重要であると考えております。この方針に従い、剰余金の配当は会社の業績や財務状況、配当性向等を総合的に勘案の上決定しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,728,803	流動負債	558,693
現金及び預金	2,143,904	買掛金	48,592
売掛金及び契約資産	357,070	短期リース債務	931
仕掛品	124	未払金	30,283
貯蔵品	256	未払費用	23,596
前渡金	183,129	未払法人税等	43,985
前払費用	44,216	未払消費税等	53,261
その他	101	前受金	222,204
固定資産	250,262	預り金	12,249
有形固定資産	24,579	賞与引当金	123,587
建物	61,498	固定負債	44,992
減価償却累計額	△37,513	資産除去債務	44,992
工具、器具及び備品	3,172	負債合計	603,686
減価償却累計額	△2,757	(純資産の部)	
リース資産	1,075	株主資本	2,375,379
減価償却累計額	△896	資本金	833,180
無形固定資産	2,924	資本剰余金	344,722
ソフトウェア	2,924	資本準備金	279,680
投資その他の資産	222,758	その他資本剰余金	65,042
長期前払費用	4,072	利益剰余金	1,234,864
繰延税金資産	109,286	利益準備金	4,215
敷金及び保証金	72,763	その他利益剰余金	1,230,649
保険積立金	36,269	繰越利益剰余金	1,230,649
その他	365	自己株式	△37,387
資産合計	2,979,065	純資産合計	2,375,379
		負債及び純資産合計	2,979,065

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,005,502
売 上 原 価		1,901,139
売 上 総 利 益		1,104,362
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		890,076
営 業 利 益		214,286
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,569	
為 替 差 益	9,539	
そ の 他	5,411	18,520
営 業 外 費 用		
そ の 他	324	324
経 常 利 益		232,482
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	776	776
税 引 前 当 期 純 利 益		233,258
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	78,269	
法 人 税 等 調 整 額	△19,577	58,691
当 期 純 利 益		174,566

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	833,180	279,680	54,232	333,912	4,215	1,076,940
当期変動額						
剰余金の配当						△20,858
当期純利益						174,566
譲渡制限付株式報酬			10,810	10,810		
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	10,810	10,810	—	153,708
当期末残高	833,180	279,680	65,042	344,722	4,215	1,230,649

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
	利益剰余金 合計				
当期首残高	1,081,155	△39,981	2,208,265	776	2,209,042
当期変動額					
剰余金の配当	△20,858		△20,858		△20,858
当期純利益	174,566		174,566		174,566
譲渡制限付株式報酬		2,622	13,432		13,432
自己株式の取得		△27	△27		△27
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				△776	△776
当期変動額合計	153,708	2,594	167,113	△776	166,337
当期末残高	1,234,864	△37,387	2,375,379	—	2,375,379

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(自 2025年4月1日
至 2026年3月31日)

1. 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。
- (2) 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|------|
| 建物 | 7年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～5年 |
- (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア
社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------------|---|
| (1) アナリティクス・コンサルティング等 | 役務を提供する契約期間にわたり、作業時間に応じて収益を認識しております。 |
| (2) 受注制作のソフトウェア開発等 | 契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて契約期間にわたり収益を認識しております。
なお、契約期間等の重要性が低いものについては成果物の検収時又は役務の完了報告時に一括して収益を認識しております。 |
| (3) AI製品のライセンス使用許諾及び関連サービス | AI製品のライセンス使用許諾及び関連サービスに係る契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて契約期間にわたり収益を認識しております。 |

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

2. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書関係

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「確定拠出年金返還金」及び「補助金収入」並びに「営業外費用」の「株式報酬費用消滅損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度よりそれぞれ「その他」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

資産除去債務の見積りの変更

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、最近の著しい工事費の高騰などにより見直しの必要性が生じたことから、最新の情報を入手して原状回復費用の再見積りを行いました。その結果、既存の見積額からの増加額24,992千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

4. 貸借対照表に関する注記

顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。

売掛金	357,070千円
契約資産	一千円

5. 損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益 3,005,502千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,200,000株

2. 当該事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 106,842株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	20,858	利益剰余金	10	2025年 3月31日	2025年 6月13日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月14日 取締役会	普通株式	20,931	利益剰余金	10	2026年 3月31日	2026年 6月15日

7. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	6,176千円
資産除去債務	14,181千円
減価償却費	13,778千円
研究開発費	28,209千円
賞与引当金	38,954千円
株式報酬費用	14,138千円
その他	1,408千円
繰延税金資産合計	<u>116,847千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	<u>△7,560千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△7,560千円</u>
繰延税金資産純額	<u>109,286千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割	1.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
人材確保等促進税制による税額控除	△6.3%
その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>25.2%</u>

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、什器備品等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

これらのリース取引は、全て事業内容に照らして重要性が乏しく、かつ、リース契約1件当たりの金額が少額であるため、注記を省略しております。

9. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は、将来の為替変動リスクを回避する目的としており、投機目的のための取引は実施しない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、前渡金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、前受金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。また、買掛金の一部は外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク管理

当社は、「与信管理規程」に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次に資金繰り表を作成することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	72,763	67,798	△4,965

(単位：千円)

(注) 「現金及び預金」「売掛金及び契約資産」「前渡金」「未収入金」「買掛金」「前受金」「未払金」「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に必要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

合理的に見積もった返還期日までの将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算出しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	67,798	—	67,798

10. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	ビッグデータ・AIソリューション事業
主要な財又はサービスの種類	
アナリティクス	2,147,956
エンジニアリング	109,537
コンサルティング	29,409
教育・研修	6,750
AI製品及び関連サービス	708,630
その他	3,218
顧客との契約から	3,005,502
その他の収益	—
外部顧客への売上高	3,005,502

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高

(単位：千円)

	当事業年度期首残高	当事業年度末残高
顧客との契約から生じた債権	330,402	357,070
契約資産	—	—
契約負債	169,299	222,204

契約負債は、主にAI製品及び関連サービス提供における前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれた金額は、126,597千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末時点で残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	195,276
1年超2年以内	13,464
2年超3年以内	13,464
合計	222,204

11. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,134円 83銭
2. 1株当たり当期純利益	83円 49銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

T D S E株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 尾川 克明
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 下川 高史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T D S E株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画並びに重点監査項目等を定め、監査役会を毎月開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人からは事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 監査役の意見について

監査役の異なる意見はありません。

4. 後発事象について

記載すべき後発事象はありません。

2026年5月22日

T D S E 株式会社 監査役会

常勤監査役 桜井 えり子 ㊟

社外監査役 徳賀 芳 弘 ㊟

社外監査役 城 谷 佳 佑 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1)取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2)顧客ニーズの多様化に対応するため、関係法令に基づく事業推進体制を整備する観点から、現行定款の事業目的を追加するものであります。

(3)上記変更に伴い条数等の変更を行うとともに、変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会の終結の時をもって生じることといたしたいと存じます。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条 (商号) (条文省略)	第1章 総則 第1条 (商号) (現行どおり)
(目的) 第2条 1～6 (条文省略) (新 設) <u>7. 前各号に附帯する一切の業務</u>	(目的) 第2条 1～6 (現行どおり) <u>7. 労働者派遣事業、有料職業紹介事業</u> <u>8. 前各号に附帯する一切の業務</u>
第3条～第4条 (条文省略)	第3条～第4条 (現行どおり)
(機関の設置) 第5条 1. 取締役会 <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> (新 設) 4. 会計監査人	(機関の設置) 第5条 1. 取締役会 (削 除) (削 除) <u>2. 監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 第6条～第10条 (条文省略)	第2章 株式 第6条～第10条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第11条～第17条 (条文省略)	第3章 株主総会 第11条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は8名以内とする。 (新 設)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は12名以内とする。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(取締役の選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2～3 (条文省略)	(取締役の選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議によつて、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して選任する。</u> 2～3 (現行どおり)
(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 (新 設)	(取締役の任期) 第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長を1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長を1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで取締役会を開くことができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法) 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録) 第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(取締役会規程) 第26条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程) 第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の委任) 第29条 当会社は、会社法第399条の13第6項の定めにより、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の数) 第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の選任方法) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期) <u>第31条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> <u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p>(常勤の監査役) <u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知) <u>第33条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会の決議方法) <u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会の議事録) <u>第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会規程) <u>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬等) <u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除) <u>第38条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> <u>2 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の招集通知) <u>第30条 監査等委員会を招集するには会日の3日前までに各監査等委員に通知を発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法) <u>第31条 監査等委員会の決議は法令等に別段の定めのある場合を除き、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(監査等委員会の議事録) 第32条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>
(新 設)	<p>(監査等委員会規則) 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会規則による。</p>
(新 設)	<p>(常勤監査等委員) 第34条 監査等委員会は決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
第6章 会計監査人 第39条～第41条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第35条～第37条 (現行どおり)
第7章 計算 第42条～第45条 (条文省略)	第7章 計算 第38条～第41条 (現行どおり)
(新 設)	<p>(附則) (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当社は、第13期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役 東垣直樹、池野成一、結束晃平、宮本竜哉の4氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	とうがき なおき 東垣直樹 (1981年1月21日)	2003年4月 (株)テクノスジャパン入社 2017年4月 同社ソリューションセンター副センター長 2017年9月 当社執行役員エンジニアリンググループ長 2018年7月 当社執行役員技術・営業統括エンジニアリンググループ長 2019年1月 当社執行役員技術統括 2019年2月 当社執行役員常務技術統括 2019年6月 当社取締役執行役員常務技術統括 2019年7月 当社取締役執行役員常務技術統括統括長 2020年5月 当社取締役執行役員常務 2020年6月 当社代表取締役社長(現任)	32,860株
2	いけのせいいち 池野成一 (1968年10月25日)	1997年2月 (株)アリスエフ入社 2000年9月 ユニコテクノス(株)(現 日本ラッド(株))入社 2008年12月 (株)ブレインチャイルド入社 2014年2月 当社執行役員マーケティング&セールスグループ長 2018年6月 当社執行役員ソリューショングループ長 2019年1月 当社執行役員技術統括 2019年6月 当社取締役執行役員常務技術統括 2019年7月 当社取締役執行役員常務技術統括副統括長 2020年5月 当社取締役執行役員常務 2022年6月 当社取締役執行役員常務プロダクト本部長 2025年4月 当社取締役執行役員常務プロダクト本部長 兼 AIエージェント本部副本部長 2026年4月 当社取締役執行役員常務Data&AI-Driven本部副本部長 兼 Data&AI-Driven本部営業統括長(現任)	7,137株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	けつそく こうへい 結 束 晃 平 (1983年9月27日)	2013年4月 (株)ブレインチャイルド入社 2014年4月 当社入社 2018年4月 当社データサイエンスグループ統括第5データサイエンスグループ長 2019年2月 当社執行役員技術統括第3データサイエンスグループ長 2019年7月 当社執行役員技術統括 2020年5月 当社執行役員常務技術統括長 兼 技術統括ビジネスコンサルティング 2022年6月 当社執行役員常務コンサルティング本部長 兼 コンサルティング本部技術統括長 兼 コンサルティング本部技術統括データサイエンスグループ長 2023年2月 当社執行役員常務コンサルティング本部長 兼 コンサルティング本部データサイエンスグループ長 2023年6月 当社取締役執行役員常務コンサルティング本部長 兼 コンサルティング本部データサイエンスグループ長 2025年4月 当社取締役執行役員常務コンサルティング本部長 兼 AIエージェント本部長 2026年4月 当社取締役執行役員常務Data&AI-Driven本部長 兼 Data&AI-Driven本部D3E統括長(現任)	7,265株
4	いながき けんじ 稲 垣 憲 治 (1965年12月28日)	1988年4月 (株)日立情報システムズ入社 1990年2月 ユニリーバ・ジャパン(株)入社 2005年2月 (株)ベンチャー・リンク入社 2006年7月 ユニリーバ・ジャパン(株)入社 (再入社) 2008年5月 HSBCサービシーズ・ジャパン(株)入社 2010年9月 立教大学経営学部兼任講師 2015年9月 早稲田大学GEC非常勤講師 2016年4月 立教大学特任准教授 2018年4月 名古屋大学非常勤講師(リーダーシップ開発担当) 2018年4月 名古屋工業大学非常勤講師(リーダーシップ開発担当) 2020年4月 共立女子大学ビジネス学部非常勤講師就任(現任) 2023年9月 桃山学院大学ビジネスデザイン学部非常勤講師就任 2024年4月 園田学園大学経営学部准教授 2025年8月 一般社団法人上機嫌リーダーシップ協会代表理事(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 稲垣憲治氏は社外取締役候補者であり、略歴に記載のとおり、組織開発・リーダーシップ開発等に係る豊富な専門的知識、経験を有しております。このため、人的資本の強化、組織マネジメント、経営人材育成の観点から有益な助言を頂けるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。
3. 当社は候補者稲垣憲治氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用の損害を填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査役桜井えり子、徳賀芳弘、城谷佳佑の3氏は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

また、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	桜井えり子 (1964年3月29日)	1986年4月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 1990年7月 和光堂(株)入社 1993年7月 尾台会計事務所入所 1999年12月 (株)テクノスジャパン入社 2013年4月 同社内部監査室 2016年7月 当社入社 管理グループ 2017年1月 当社内部監査室長 2022年6月 当社監査役(現任)	4,600株
2	徳賀芳弘 (1955年12月6日)	1987年4月 九州大学経済学部助教授 1990年4月 ワシントン大学経営学大学院客員研究員 2000年4月 九州大学大学院経済学研究院教授 2002年10月 京都大学大学院経済学研究科教授 2006年4月 京都大学大学院経営管理研究部教授 2012年4月 京都大学大学院経営管理研究部長・教育部長(経営管理大学院長) 2014年4月 京都大学東アジア経済研究センター長 2015年10月 京都大学副学長 2016年4月 金融庁 公認会計士・監査審査会非常勤委員(現任) 2019年2月 金融庁 企業会計審議会会長(現任) 2021年4月 京都大学名誉教授(現任) 2021年4月 京都大学産官学連携本部特任教授(エグゼクティブ・リーダーシップ・プログラム委員長) 2021年4月 京都先端科学大学理事・経済経営学部長 2021年6月 当社監査役(現任) 2022年4月 京都大学産官学連携本部(現:成長戦略本部)顧問(エグゼクティブ・リーダーシップ・プログラム委員長)(現任) 2023年4月 京都先端科学大学副学長(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	しろたにけいすけ 城谷佳佑 (1984年5月4日)	2007年4月 東洋ビジネスエンジニアリング(株) (現 ビジネスエンジニアリング(株)) 入社 2019年2月 EY新日本有限責任監査法人入社 2021年9月 税理士法人お茶の水税経入社 社員税理士 2022年6月 当社監査役(現任) 2023年4月 城谷公認会計士税理士事務所代表(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 桜井えり子氏は、略歴に記載のとおり、公認会計士として監査法人及びシステム会社での勤務の経歴を有しており、職務を適切に遂行して頂けるものと判断し、取締役(監査等委員)候補者とするものであります。
3. 徳賀芳弘氏は、略歴に記載のとおり豊富な専門的知識、経験を有しており、その専門的な見識を経営に活かして頂けるものと判断し、社外取締役(監査等委員)候補者とするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役(監査等委員)として職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。なお、当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結のときをもって5年となります。
4. 城谷佳佑氏は、略歴に記載のとおり、システム会社及び公認会計士として監査法人での勤務の経歴のほか、税理士登録を行っており、その専門的な見識を経営に活かして頂けるものと判断し、社外取締役(監査等委員)候補者とするものであります。なお、当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結のときをもって4年となります。
5. 当社は候補者徳賀芳弘氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用の損害を填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の金銭報酬の額は、2018年6月21日開催の第5期定時株主総会において年額80,000千円以内（使用人兼務役員の使用人分の報酬は含まない。）とご承認頂き、また、別枠で、2021年6月25日開催の第8期定時株主総会において当社取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年22,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を調整する。）とし、またその総額は、年額24,000千円以内とご承認頂いておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることといたしたいと存じます。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額100百万円以内（使用人兼務役員の使用人分の報酬は含まない。）とすること、また、別枠で、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を、従来どおり年22,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を調整する。）とし、またその総額は、従来どおり年額24,000千円以内と定めること（以下本議案において「本制度」という。）についてご承認をお願いいたしますと存じます。なお、本制度は2021年6月25日開催の第8期定時株主総会においてご承認頂いた譲渡制限付株式報酬と同一の制度となります。

本議案は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責および経済情勢等諸般の事情を考慮したものであり、その内容は必要かつ相当であると判断しております。

現在の取締役は4名（うち社外取締役は1名）ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

本制度の内容は次のとおりであります。

1. 譲渡制限付株式の発行又は処分の方法

本議案に基づく譲渡制限付株式の発行又は処分は、当該発行又は処分に係る取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法（以下「無償交付」といいます。）
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

2. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限数及び上限額

本議案に基づき譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年22,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を調整します。）とし、また、その総額は、年額2,400万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、上記の報酬上限額の範囲内において、①無償交付の場合は、金銭の払込等は要しませんが、1株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）その他公正な評価額として対象取締役の報酬額を算出し、②現物出資交付の場合は、当該発行又は処分に係る現物出資に充当する金銭報酬債権を支給します。なお、②の場合、当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。

3. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の概要

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- (4) 当社は、法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会。）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の監査役の報酬は、2022年6月20日開催の第9期定時株主総会において年額20,000千円以内とご承認頂いております。つきましては、経済情勢等諸般の事情も考慮し、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額25,000千円以内することについてご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア）制度の導入に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。また、第4号議案が原案通り承認可決されますと、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については年額100,000千円以内となり、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の上限枠は、年額24,000千円以内、株式数の上限は年22,000株以内となります。

今般、当社は、中期経営計画（SHIFT2028）に掲げる重点戦略の着実な実行と企業価値の持続的な向上を図るため、株主との価値共有を強化するとともに、取締役が中期的な経営成果の創出に一層コミットできる報酬体系の構築を進めております。

その一環として当社の中期経営計画において重要な位置付けを有する財務指標の達成を報酬と連動させることで、持続的成長の実現に向けた取り組みを一層促進する仕組みとするべく、上記の報酬枠とは別枠で、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、新たに中期経営計画に掲げる財務主要目標の達成状況に応じて譲渡制限が解除される株式数が変動する事前交付型の業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア）（以下「本制度」という。）を導入することにつき、ご承認をお願いするものであります。対象取締役に支給する本制度に係る金銭報酬債権の総額は各対象期間（3ヶ年の事業年度）につき60,000千円（1事業年度あたり20,000千円）以内といたします。対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は自己株式の処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、各対象期間（3ヶ年の事業年度）につき45千株以内（1事業年度あたり15千株以内）（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日として、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する。以下同じ。）といたします。その1株あたりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

本制度の概要

本制度は、原則として連続する3事業年度を通じた中期の企業価値向上に対するインセンティブとすることを目的として、当社普通株式の交付を行う事前交付型の業績連動型株式報酬制度です。

具体的には、あらかじめ取締役会にて定めた業績条件の達成、及び業績判定の対象期間中継続して当社の取締役その他当社取締役会が定める地位にあったことを譲渡制限期間満了時における譲渡制限解除の条件とする契約を締結し、株式の交付を行います。初回の対象期間は2027年3月31日に終了する事業年度から2029年3月31日に終了する事業年度とし、以後、前対象期間の最後の事業年度の翌事業年度から始まる連続した3事業年度を対象期間とします。

上記の方法により当社の普通株式を発行又は処分するに当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む業績連動型株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

本割当契約の内容

（ア）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により付与を受けた日から当社取締役会にて定める地位を喪失するまでの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により付与を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（イ）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、取締役会が定めた業績判定の対象期間中継続して当社の取締役その他当社取締役会が定める地位に加え、当社取締役会が目標値として設定した一定の業績目標以上となることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部又は一部につき、譲渡制限を解除する。ただし、業績判定の対象期間満了後において、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由以外の理由により、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合、譲渡制限は解除せず、当社は、本割当株式の全部につき当然に無償で取得する。

（ウ）本割当株式の無償取得

当社は、上記（イ）の定めに基づき本割当株式の全部又は一部の譲渡制限が解除されなかった場合、当該本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得する。また、譲渡制限期間の間に、禁固以上の刑に処せられた場合、当社の事業と競業する業務に従事した場合、法令・当社の内部規程に重要な点で違反した場合等一定の非違行為があった場合その他当社の取締役会で定める事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部又は一部を無償で取得する。

(エ) 組織再編等における取扱い

上記(ア)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合等においては、当社の取締役会。）で承認された場合には、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本議案における報酬制度の一部改定は、当社の企業価値向上を図るインセンティブとしての有効性、対象取締役の職責・貢献度を総合的に勘案し、取締役会による検討結果を踏まえて決定したものであり、本議案に記載する制度内容は、当社の事業規模や業績に照らして妥当かつ相当であると判断しております。

ご参考 当社の役員報酬制度の概要

本総会第4号議案、第5号議案及び第6号議案が原案通り承認可決された場合の当社の役員報酬制度の概要は以下のとおりです。

【役員報酬体系（●は、それぞれの報酬等の支給対象者を示す。）】

報酬等の種類		支給対象			
		取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	監査等委員である取締役（社外取締役を除く）	社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	社外取締役（監査等委員である取締役）
固定	月例報酬	●	●	●	●
	譲渡制限付株式報酬	●	—	—	—
変動	事前交付型業績連動株式報酬	●	—	—	—

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー 7階 会議室1b
(7階へは、2階よりいずれのエレベーターでもお越し頂けます。)
電話 (03) 6383-3261



- 京王新線（都営新宿線乗り入れ）「初台駅」東口より徒歩2分
- 甲州街道・山手通り初台交差点角